

令和7年度 宇美町立井野小学校いじめ防止基本方針

宇美町立井野小学校

1 井野小学校いじめ防止基本方針の目的

「いじめの未然防止」「いじめを許さない学校づくり」「早期発見・早期対応」について、具体的な実施計画や実施体制を全職員で共通認識・理解を図り、推進することで、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校をめざす。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

『児童に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』と定義する。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し適切に対応すること。インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても適切に対応すること。

(2) いじめ防止への基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ防止基本方針を必ず入学時・各学年の開始時に児童、保護者、関係機関に説明すること。

3 いじめ防止対策組織

(1) こども交流委員会（いじめ・不登校対応校内委員会）

・ 構成員

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 養護教諭 特別支援コーディネーター
通級担当 学年代表 必要な場合：宇美町学校教育課 SC・SSW

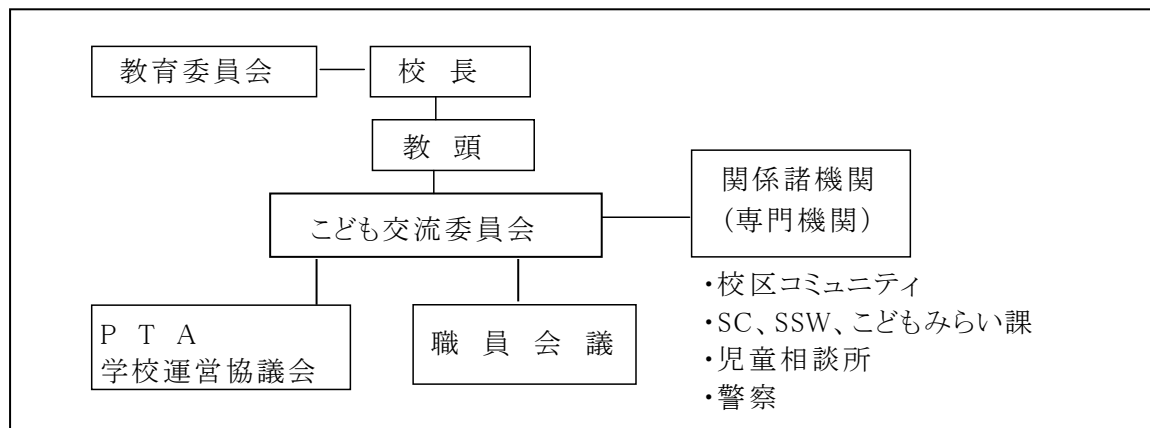
・ 定例会 毎月第3金曜日 16:00～校長室にて

・ 役割

- ① 年間計画の策定 ② 取組の企画・推進（未然防止、早期発見、解消、評価）
- ③ 教職員の意識啓発（校内研修の場の設定） ※「いじめに関する校内研修ツール」
- ④ 保護者、地域への情報発信及び啓発 ⑤ 他機関との連携

(2) 職員会議時での情報交換及び共通理解

- ・ 月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。（いじめ事案発生時は、緊急開催とする。）



【いじめ防止対策組織】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、「いじめ重大事態に対する平時からの備えチェックリスト」を活用し、適切に評価し、取組の改善を図ること。
- ・ 教職員職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは法の規定に違反し得ること。
- ・ 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする。)
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 いじめ未然防止・「いじめを許さない」取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニング(学期に1回)を実施したり、ICTを活用した「学校生活アンケート」やWEBQU 検査を実施したりして、児童の実態を迅速に把握し、**支え・伸ばす**学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 人権教育・道徳教育・学級活動(話し合い活動)の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める授業を工夫したりする。
- 全ての教育活動において人権教育・道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- いじめについて「考え・議論する」道徳の授業を設定したり、「いじめ 0(ゼロ)」を目指す全校での取組や話し合い活動を充実させたりし、「いじめを許さない学校づくり」を全職員・全学年で目指す。

(3) 相談体制の整備

- QU 検査結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 毎月の「学校生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。その中で、「大人しくまじめで教師から支援や賞賛を受けることがほとんどない児童」に関わる児童理解を多面的に進める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力・協調することを学習し、人とよりよくかかわる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- かがやき・あおぞら等の資料を使い、インターネット使用の際のモラル教育を徹底する。
- インターネットを通じて行われるいじめの内容について、リーフレット等を保護者へ配布し、周知する。
- 「親子で学ぶ規範学習」の取組を活用し、学校・家庭・地域が一体となって、ネットいじめに対する対策を強化する。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

福岡県 PTA 連合会の「いじめ撲滅月間」の取組と連携し、いじめに関する啓発資料や「いじめチェックリスト」を学期に1回保護者へ配布し、保護者の意識を高める。また、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。さらに、必要に応じて、町の教育相談組織、教育委員会、こどもみらい課、SC 及び SSW、警察などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月「いじめアンケート」の実施

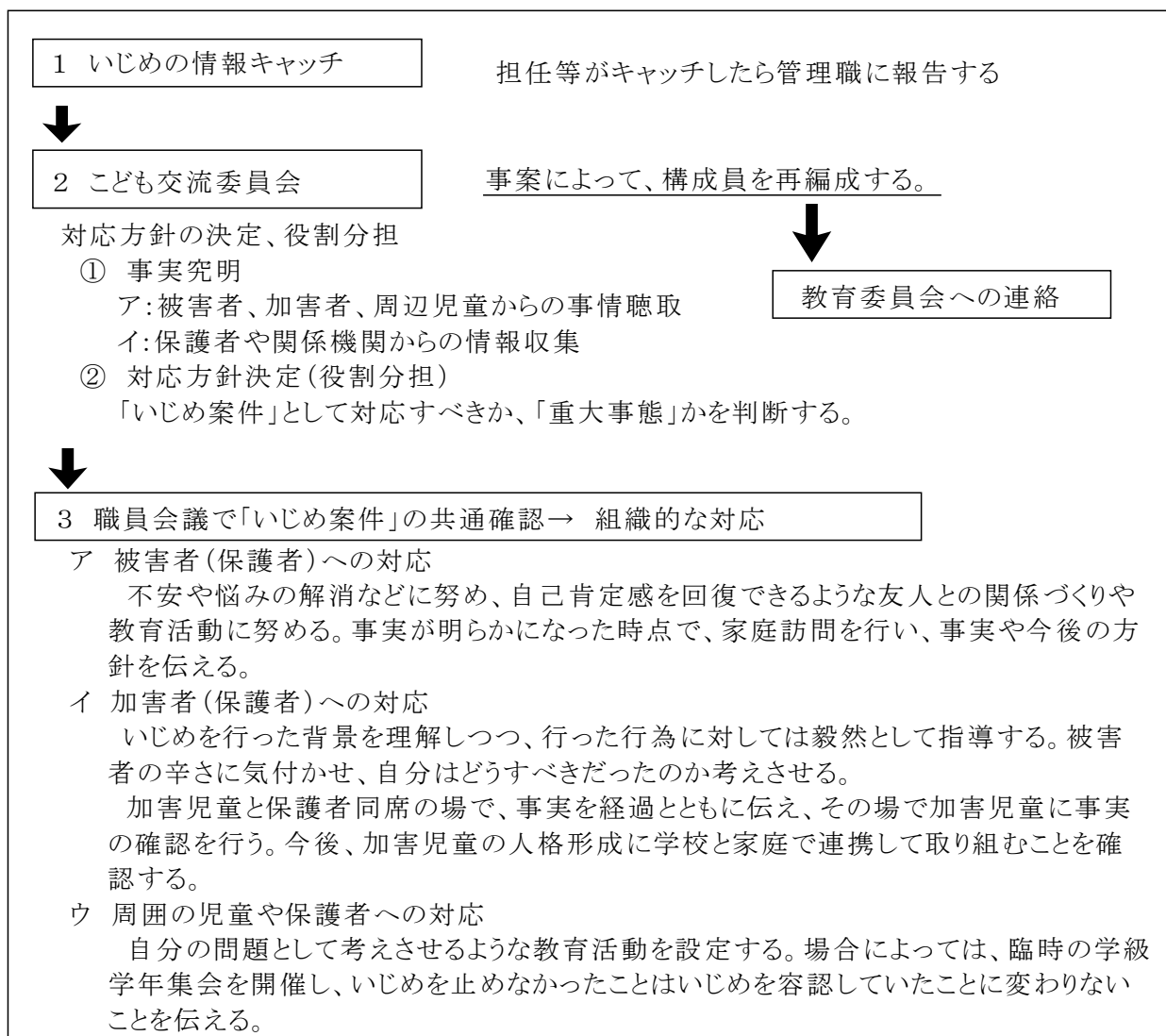
毎月第一週目に、「いじめアンケート」を実施する。実施後、学級担任により教育相談を行った結果を「こども交流委員会」で交流し、組織的な対応について検討し、実行する。

(3) 教育相談週間の実施

6月、10月、2月の年3回、こどものいじめアンケート、保護者が記載したいじめに関するアンケートもとに、児童全員と面談を実施し、児童のいじめだけでなく、日頃抱えている様々な悩みの実態把握に務める。

6 いじめを認知したときの対応

(1) 発見からの組織的な対応



7 重大事態への対処

(1) いじめ重大事態の定義

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の報告体制

- ① 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導担当⇒主幹・教頭⇒校長
- ② 校長⇒教育委員会学校教育課

※緊急時には、臨機応変に対応する。

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※犯罪として取り扱うべきと認められる事案については、警察に相談・通報し・適切な援助を求める。

(3) 重大事態発生時の初動

- ①いじめ対策委員会の招集
- ②教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③調査方法：＜事実の究明＞
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④警察への通報など関係機関との連携
 - ・重大事態への対処

令和7年4月1日更新